

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>農林業従事者の高齢化が進み、担い手不足の状況にあります。多くの市民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化のもと、厳しい経営環境となっています。</p> <p>これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で魅力のある店舗・商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援するとともに、雇用・就労支援の充実や働き方改革を推進する必要があります。さらに、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。</p> <p>また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>事業所の人材確保や、就職困難者・不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援するとともに、働き方改革を推進し、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる環境づくりと育成された人材が活躍できる活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。</p>	
6	施策内の 取組	5-1-1	都市と農村の交流活動等による農林業振興
		5-1-2	商業の活性化
		5-1-3	企業活動への支援
		5-1-4	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
		5-1-5	雇用・就労の支援
		5-1-6	働き方改革と勤労者福祉の推進
7	分野別 計画等	農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、農業上の有効利用と近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の担い手の確保に関する計画などを総合的に定める計画
		森林整備計画	地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施策の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画
		産業振興ビジョン・アクションプラン	10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」の実現に向けて、取組む内容や推進体制などを示す行動計画
		中心市街地活性化基本計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画
		次世代育成支援行動計画	すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画
		いのち支える自殺対策計画	誰もが追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策を生きこむことの包括的な支援とし推進する計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市と農村の交流活動等による農林業振興	<p>《現状と課題》</p> <p>農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。都市と農村の交流を行うとともに、農業にふれあえる市民農園や体験農園を推進する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>生産基盤や生活環境基盤を整備し、集落営農の組織化や担い手の確保に努めるとともに、有害獣対策や森林整備を支援します。また、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。北辰中学校跡地において、地域住民の意見や安威川ダム周辺整備事業などを考慮し、都市住民を呼び込み、活用する施設の整備を検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>農業生産施設や農村生活環境が整備され、様々な担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。農業に関連したイベントが市内各所で行われ、市民と農業者の交流が活発化し、地域が活性化しています。市民が市民農園での野菜作りや体験農園での活動を楽しんでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>組織化された営農の共同作業に参加します。また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。市民農園等で農業とふれあいます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントにも参加します。</p>
②商業の活性化	<p>《現状と課題》</p> <p>消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の売上高が減少傾向にあります。また、まちを楽しめる機会の増加が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>地元商業の活性化に向けて、創業者・店舗事業者の支援や来街環境の整備に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市内でのイベント参加や消費活動に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域の安全・安心や利便性向上に寄与する取組を推進するとともに、イベントや店舗の魅力発信等に努め、地域と密着した店舗・商店街づくりをめざします。</p>
③企業活動への支援	<p>《現状と課題》</p> <p>グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市内企業への個別訪問やワンストップ相談※1を通じて、市と企業の間を深めるとともに、生産性向上に向けた設備投資等を促進するなど、企業の操業継続の支援に努めます。また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	<p>《現状と課題》</p> <p>産業を取り巻く環境が変化してきており、大学等の知的財産、企業の技術力、地域のつながりや人材などをいかし、競争力をもった新しい事業を創出する仕組みづくりを進める必要があります。また、それら事業者の集積を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進め、市民の生活利便性やニーズに対応した新たな製品・サービスや競争力をもった新しい事業の創出を促進します。特区制度※2や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民が連携し、それぞれの強みをいかして取り組むことにより、地域産業の活性化が進んでいます。特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域の人材やノウハウ、施設、資金をいかして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。また、大学と連携し、地域で活躍できるイノベータータイプ(革新的)、クリエイティブ(創造的)な人材を育成します。北大阪(彩都等)地域拠点協議会において、特区事業の具体化に関する協議・調整を行います。</p>
⑤雇用・就労の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者※3の就職は依然として厳しい状況にあります。希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援など様々な就労支援施策を行うとともに、就職後も貴重な人材として社会で活躍できるよう支援を行います。また、公正採用選考、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>若者、女性、高齢者、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、障害者やひとり親家庭の方などの就労について理解を深め、その雇用に努めます。</p>
⑥働き方改革と勤労者福祉の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>働き方改革により、就業機会の拡大や、意欲・能力を発揮できる環境づくりが進められています。勤労者の健康で豊かな働き方の実現が求められていますが、長時間労働や職場でのハラスメントなどの権利侵害や、労働環境・福利厚生などの格差が起きていることです。</p>	<p>《市》</p> <p>働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。</p>	<p>《市民》</p> <p>職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の充実に努めます。</p>

※1 ワンストップ相談

複数の内容の相談を一つの窓口で済ませられることを言います。




※2 特区制度

特区(総合特区)制度は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。本市では彩都西部地区、東芝大阪工場跡地などが「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けています。

※3 就職困難者

若者、女性、障害者、高齢者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら就職にあたり様々な困難な要因を抱える人やそれらの要因のために働く意欲を失いかけている人、また、働く意義が十分に見いだせないでいる人

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち	
2	施策	5-2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。また、地球規模で進む環境問題に対応した都市への転換も求められています。地域特性をいかし、将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等を支える都市基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、環境負荷の低減を進めるとともに、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた持続可能で計画的な都市づくりを進める必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、限られた資源を有効に活用し、省エネルギー型の都市をめざすとともに、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組めます。</p>		
6	施策内の 取組	5-2-1	計画的な都市基盤整備や市街地整備	
		5-2-2	彩都の都市づくり	
		5-2-3	適切な開発や建築物・土地利用の誘導	
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		景観計画	景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画	
		立地適正化計画	人口減少、少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画	
		環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	<p>《現状と課題》</p> <p>広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。</p> <p>大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、立地適正化計画や地区計画※1等の制度を活用し、環境負荷の低減に配慮しつつ、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえた都市計画施設の見直しが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>広域に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。</p> <p>居住誘導区域外については、届出制度や都市計画制度を適切に活用します。</p> <p>幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。</p> <p>また、長期未着手の都市計画施設については、適宜見直しを行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度や都市計画施設が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地及び都市施設の整備が進められ、居住誘導区域が維持されています。</p> <p>また、地域特性をいかし、幹線道路沿道において、これからの時代にふさわしい、企業立地が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>地区計画や建築協定※2、景観協定※3の活用等、地域の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>広域的に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民ニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め、適切な土地利用を検討し、市及び関係機関等と協議・調整を行います。</p> <p>土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。</p> <p>また、複合的な都市開発を行う事業者は、多様な都市機能の適正措置と環境負荷の低減に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②彩都の都市づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>西部地区は、平成31年3月末現在、約9,000人の方が居住し、中部地区は物流施設等が立地されています。</p> <p>東部地区の一部では造成工事が完了し、工場や物流施設などの建築が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした産業拠点等としての整備が望まれます。</p>	<p>《市》</p> <p>西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致が進み、東部地区においても、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応した都市づくりを、民間の活力等を活用しながら段階的に進めていきます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>東部地区の都市づくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進められています。</p> <p>西部・中部地区では良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致が進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住宅地においては地区計画等を活用し、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>彩都建設推進協議会をはじめ彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通した都市づくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。</p> <p>進出企業等は地域への貢献に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適切な開発や建築物・土地利用の誘導	《現状と課題》	《市》
	開発指導要綱に基づく指導や都市計画制度等の活用により、市街化調整区域における無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街化区域においては良好な生活環境や企業の操業環境の整備に努めるなど、適切な土地利用の誘導を図っています。	開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代のニーズを捉えながら市の発展につながるよう、土地利用誘導を検討します。
	《目標》	《市民》
	地域の土地利用形態の変化を見通した適宜適切な土地利用誘導や開発指導により、良好な生活環境や企業の操業環境の形成が進められています。	建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。
		《事業者・団体》 大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。 また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した開発計画となるよう努めます。

## ※1 地区計画

都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、地区住民の意向を反映して、建物の用途、高さ、敷地面積の最低限度や、地区施設道路、公園などについて定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制、誘導する制度です。

## ※2 建築協定

建築基準法に基づく制度であり、同法に定められた基準に加え、地域の住民が自発的に、地域内の建築物の用途や形態などのルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまちなみなどを将来にわたって守り育てていく制度です。

## ※3 景観協定

景観法に基づき、景観計画区域内の土地所有者等の合意により、建築物、工作物、屋外広告物などについて、地域の良好な景観づくりのためのルールを定める協定です。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-3	良好で住みよい都市づくりを推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>良好で住みよい環境は、行政の都市整備だけでは実現できず、市民、事業者等の活動が大きな役割を果たします。都市に関わるすべての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むとともに、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。また、みどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組むことが必要です。さらに、少子・高齢化や低炭素な社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される空家や危険家屋などの課題に対応し、各主体が協力して取り組んでいく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行うほか、低炭素型で誰にもやさしい福祉のまちづくり、緑地の適正な保全と緑化を推進し、みどりをいかしたうらおいのある環境づくりを進めるとともに、安全で快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。また、今後も増加すると懸念される空家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。</p>	
6	施策内の 取組	5-3-1	快適で良好な住環境の形成
		5-3-2	都市におけるみどりの形成
		5-3-3	良好な景観の保全と創造
		5-3-4	良好な住宅ストックの形成
		5-3-5	危険家屋・老朽マンション対策
		5-3-6	公的住宅の改善・充実
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針
		緑の基本計画	緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画
		景観計画	景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画
		市営住宅長寿命化計画	市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保しつつ、維持管理費の削減や事業量の平準化、管理・運営を改善するため、予防保全的な観点からの耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の予定を定める計画
		住宅・建築物耐震改修促進計画	市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画
		環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
		空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市の空家等対策について取りまとめた計画
		バリアフリー基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の移動や施設利用者の利便性・安全性の向上を図るための取組等を示した構想



## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①快適で良好な住環境の形成	<p>《現状と課題》</p> <p>高度地区※1による高さ制限や超高層建築物の立地に関する基本的な方針、地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。また、バリアフリー基本構想に基づく整備やユニバーサルデザインの導入、低炭素型のまちづくりを進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入、民間建築物における総合設計制度※2の活用等を図ります。また、公共施設や歩行者経路等の安全な歩行空間の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインの導入や、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民・事業者・行政の協働により、住環境の保全と向上が図られています。すべての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化を実施するとともに、ユニバーサルデザインの導入が進んでいます。市民一人ひとりが環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により低炭素社会の実現に向けた取組が進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な住環境の維持・創出に努めます。一人ひとりがバリアフリーや環境問題に対する理解を深め、暮らしでの実践に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者や多数の人が利用する施設を設置・管理する事業者等は、開発や建築物の建築にあたっては周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努めるほか、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの積極的な導入や環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくりの推進に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②都市におけるみどりの形成	<p>《現状と課題》</p> <p>都市計画公園※3や緑地、民間の開発に伴う公園の整備により、都市におけるみどり空間の充実を図っています。整備後相当年数の経った公園については利用実態を把握し、利用者のニーズに沿った再整備を進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>開発にあたってはみどり空間の確保や配置に留意した指導に努め、公共施設の整備にあたってはオープンスペースを確保し、質の高いデザインによって周辺の景観や環境との調和に努めます。整備後、相当年数が経過している公園について、ユニバーサルデザインに配慮しながら、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。また、元茨木川緑地は長く親しまれる緑地をめざすため、リ・デザインとして市民等と協働で検討を進めていきます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>都市におけるみどり空間の再整備や充実が進み、市民の利用を促進できる都市空間が形成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、みどりのあふれる美しいまちづくりをめざします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③良好な景観の保全と創造	<p>《現状と課題》</p> <p>景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協働により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。特に、中心市街地では、市民会館跡地エリア活用など各取組が進みつつあり、統一感ある魅力的な景観形成を図っていくことが必要です。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。</p>	<p>《市》</p> <p>景観計画及び景観条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史・文化資源をいかす魅力ある景観の形成に努めます。また、中心市街地では、公共空間を中心とした質の高い景観の形成の推進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④良好な住宅ストックの形成	<p>《現状と課題》</p> <p>住まいの安全を確保するための住宅の耐震化に対する補助金の交付や、良質な住宅ストックを形成するための長期優良住宅※4の認定などを行っています。今後も長期にわたり持続可能な住宅の供給や支援、市民への住まいに関する情報提供の充実を図っていくことが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組みます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤危険家屋・老朽マンション対策	<p>《現状と課題》</p> <p>倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。 また、大阪北部地震や平成30年台風第21号の後には、周囲に影響を及ぼすようになった建物に関する相談が増加しました。 増加する空家への対策について、空家等対策計画に基づき総合的かつ計画的に推進する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>周囲に影響を及ぼすことにならないよう、建物所有者に対し適切な維持管理を行っていただくための働きかけや情報提供を行います。また、増加する空家についても同様の取組を行うことにより、既存ストックの活用につなげます。 分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>周囲に影響を及ぼすことのないよう、空家を含めた建物の適正な管理や有効活用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。 また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。</p>
⑥公的住宅の改善・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減につなげることが重要となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>公的住宅の改善・充実が図られています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>公的住宅の事業者は、適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。また、公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。</p>

## ※1 高度地区

都市計画法に基づき、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を都市計画で定める「地域地区」の一つです。市では、良好な市街地の住環境の実現を図るため、平成22年より、斜線制限及び建築物の最高高さを定める8種類の高度地区を施行しています。

## ※2 総合設計制度

建築基準法に基づき、敷地内に歩行者が日常自由に通行または利用できる空地(公開空地)を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度です。




## ※3 都市計画公園

都市計画において定められる都市施設の一つで、本市では利用目的や規模などから街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園の4種類、84公園を都市計画決定しています。

## ※4 長期優良住宅

耐震性や耐久性、省エネへの配慮など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。認定を受けることで、住宅ローン減税(所得税、個人住民税)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができます。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、<b>集約型都市構造※1</b>への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。現在進めている市民会館跡地エリア活用等の中心市街地や北部地域におけるプロジェクトの効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定しながら、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。また、まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。</p>	
6	施策内の 取組	5-4-1	生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実
		5-4-2	魅力ある中心市街地(市民会館跡地エリア・駅周辺等)の整備
		5-4-3	JR・阪急総持寺駅をいかした都市づくり
		5-4-4	北部地域の魅力向上
		5-4-5	官民連携によるまちづくりの推進
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	概ね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針
		総合交通戦略	「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画
		立地適正化計画	人口減少、少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画
		次なる茨木・グランドデザイン	中心市街地(阪急茨木市駅からJR茨木駅)において、市民・民間・行政等の多様な主体が出会い、活動する場や機会をつくり出す「次なる茨木・クラウド。」プロジェクトの展開によりつくりあげていく「まちの将来像」
		中心市街地活性化基本計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>市中心部やJR総持寺駅といった公共交通の結節点となる駅及び駅周辺等の拠点整備が進められています。</p> <p>これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、立地適正化計画を踏まえたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。</p> <p>また、それらの拠点を結ぶ交通ネットワーク機能の維持・増進に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>公共交通の結節点となる市の都市拠点や地域拠点、生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>各拠点における施設や公共交通の利用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。</p> <p>交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>都市として発達を遂げてきた本市においても、商業環境の変化等による駅前や商店街の利用者の減少が課題となっていますが、一方で、個性豊かな事業者による賑わいの創出や市民による主体的なまちづくり活動への動きが見られます。</p> <p>また、市民会館跡地エリアにおいては、施設整備だけで終わるのではなく、中心市街地の活性化に向けた協働の取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市民会館跡地エリア、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の整備、シビックセンター環状道路※3の一方通行化など、回遊性や憩いのある中心市街地への再整備により、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。</p> <p>また、中心市街地活性化協議会※4の運営協力や市が出資のまちづくり会社が行う事業を支援することにより、中心市街地の活性化に取り組みます。さらに、次なる茨木・グランドデザインの推進により、「育てる広場」をはじめとした、多様な主体による活動の場の創出に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民会館跡地エリアや駅周辺など中心市街地の整備が進み、人々が楽しく散策し、集う活気あふれる空間となっています。</p> <p>起業家への支援などにより、魅力的な商店等が生まれています。さらに、市が出資するまちづくり会社※2が事業を実施することや、市民や市民活動団体等の協働による活動が実を結び、中心市街地に賑わいが生まれています。</p>	<p>《市民》</p> <p>魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、快適に利用できる歩いて楽しい中心市街地の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。</p> <p>また、ワークショップへの参加や社会実験の実践など、主体的にまちづくりに取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。</p> <p>また、NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織として賑わいづくりに取り組みます。市が出資のまちづくり会社は、まちの持続的発展と活性化に寄与する事業に取り組みます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③JR・阪急 総持寺駅を いかした都 市づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>JR総持寺駅開業後も、JR、民間事業者、茨木市が連携・協力し周辺整備を進めるとともに、他の公共施設とのネットワーク強化を図る必要があります。</p> <p>また、東芝工場跡地では、商業・文教施設等の多様な都市機能で構成された、まちづくりが進められています。</p>	<p>《市》</p> <p>JR総持寺駅開業に伴い、周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の強化を図ります。周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>JR総持寺駅が開業したことで、まちの新たな拠点が誕生し、同駅や阪急総持寺駅、東芝工場跡地を含め周辺地域の活性化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域拠点にふさわしいまちの形成に向け、開発事業者等は、生活利便施設等の導入を含めた周辺環境整備に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④北部地域の 魅力向上	<p>《現状と課題》</p> <p>北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として市民に親しまれています。新名神高速道路が開通するとともに、彩都、安威川ダムなどの主要プロジェクトが行われており、キリンタン遺物史料館などの既存資源との相乗効果による魅力向上が期待されています。</p>	<p>《市》</p> <p>安威川ダムの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。</p> <p>また、観光拠点を含め、公共交通等の確保を検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>北部地域が良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備され、多くの来訪者との交流が増え、活性化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域住民や学生、来訪者が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。</p>

まちの将来像 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち  
 施策 5-4 次代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤官民連携によるまちづくりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。          また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。          地区計画の決定など、地域住民等による環境の保護等の取組や市民のまちづくりに関する知識の普及等が進んでいます。今後も、様々な主体との協働により、市民の活動を支援していく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>指定管理者制度やPFI※6事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。          大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。          地域住民等による環境の維持・充実に向けた取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。          まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエアーマネジメント※5の取組が進み、地域の魅力が向上しています。          また、地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>まちづくりに関する情報提供や交流の機会を積極的に活用し、主体的に地域づくりやまちづくり活動に参画します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。          大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。          まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。</p>

#### ※1 集約型都市構造

市街地の拡散や郊外化を抑えるとともに、高齢化社会や環境にも配慮し、徒歩・自転車を中心とした生活圏域に商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能が配置されたまちのことで、この考え方をもとに「多核ネットワーク型都市構造」(117ページ)をめざします。

#### ※2 まちづくり会社

茨木商工会議所や民間企業、市等が連携し設立された地域密着型の会社のことで、公益性と企業性を併せ持ちながら、行政や民間企業だけでは実施困難な事業などに取り組みます。

#### ※3 シビックセンター環状道路

市中心部の交通環境の向上や、ゆとりやうるおいのある空間を創出するため、茨木駅前線と茨木鮎川線等により形成された環状道路です。

#### ※4 中心市街地活性化協議会

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地における都市機能の増進を図るもの及び経済活動の向上を図るものにより組織され、中心市街地の活性化を総合的に推進するために設置される協議会です。


#### ※5 エリアマネジメント

一定の地域における良好な環境や価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による都市経営を含む主体的な取組です。

#### ※6 PFI(Private Finance Initiative、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことを言います。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち	
2	施策	5-5	暮らしと産業を支える交通を充実させる	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>人やモノの移動を支える交通は、様々な活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、<u>交通弱者※1</u>の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。</p>		
5	施策の 方向性	<p>国土軸に位置する優位性をさらにかき立てるとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	5-5-1	公共交通の維持・充実	
		5-5-2	道路整備の推進	
		5-5-3	駐車場・駐輪場の充実	
		5-5-4	歩行者、自転車利用環境の整備	
		5-5-5	交通安全対策の推進	
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		総合交通戦略	「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画	
		自転車利用環境整備計画	自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図るための諸施策を展開していく指針となる計画	



## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①公共交通の維持・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>鉄道や路線バスの利用者数は横ばいとなっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。運転手不足等から利用者の少ないバス路線の減便・廃止が増えています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。</p> <p>既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。</p> <p>山間部等における移動支援について、市民生活をはじめ観光等の来訪者も含めて検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市内ではバス路線網が維持され、多くの人が利用しています。また、路線バスを利用できない交通弱者や様々な利用者のニーズに応えるタクシーを始めとした各種移動支援など、多様なサービスが提供されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>交通事業者は、情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図ります。</p>
②道路整備の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>本市は国土幹線が通り、広域的な交通利便性に恵まれています。</p> <p>しかし、流通施設の増加により交通量が増えたことで、交通処理能力が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。</p>	<p>《市》</p> <p>国土幹線・幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備や渋滞対策を計画的に進めます。</p> <p>また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。</p> <p>都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進、主要交差点の渋滞緩和対策により、市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また防災空間としての役割にも配慮されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
③駐車場・駐輪場の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にあります。しかし、駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実にも努めます。交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。</p> <p>交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歩行者、自転車利用環境の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、自転車通行可能な歩道において混在する状況となっているため、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。また、平成29年に自転車活用推進法が施行されたことにより、環境や健康増進など新たな視点で自転車利用への対応を行う必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、都市施設を結ぶ自転車通行空間のネットワーク構築を図ります。</p> <p>国の自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の向上など本市の実情に応じた取組を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離などによる安全な歩行空間の確保が進むとともに、自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、自転車通行が可能となっています。また、自転車活用による自動車依存の低減により、健康増進や交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果が現れています。</p>	<p>《市民》</p> <p>徒歩による移動や自転車利用のルールを守ります。環境への配慮や健康増進などから、自転車の活用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。公共交通事業者は、自転車と公共交通機関の連携等に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤交通安全対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>本市の事故発生件数は減少傾向ですが、さらなる安全な道路環境の形成、交通ルールやマナー向上に対する啓発活動の強化が必要になっています。高齢運転者の事故や通学路等での事故が社会問題となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>交通安全施設等の整備により、安全な道路環境の形成に努めます。</p> <p>歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールやマナーの啓発及び周知活動を行います。</p> <p>高齢者の運転免許証自主返納の促進に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高まりにより、事故の発生件数が減少し、安全かつ快適な通行が実現しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する知識を高めるため、交通に関する学習への参加等、交通ルールやマナーの向上に努めます。</p> <p>高齢者は運転免許証の返納を検討します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>警察などの交通管理者は、効果的な交通規制の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。</p>

※1 交通弱者

自動車を自ら運転できないなど、身体的、法的な理由により、移動する際に制約を受ける人で、高齢者、障害者、子どもなどを指します。